

令和3年度版

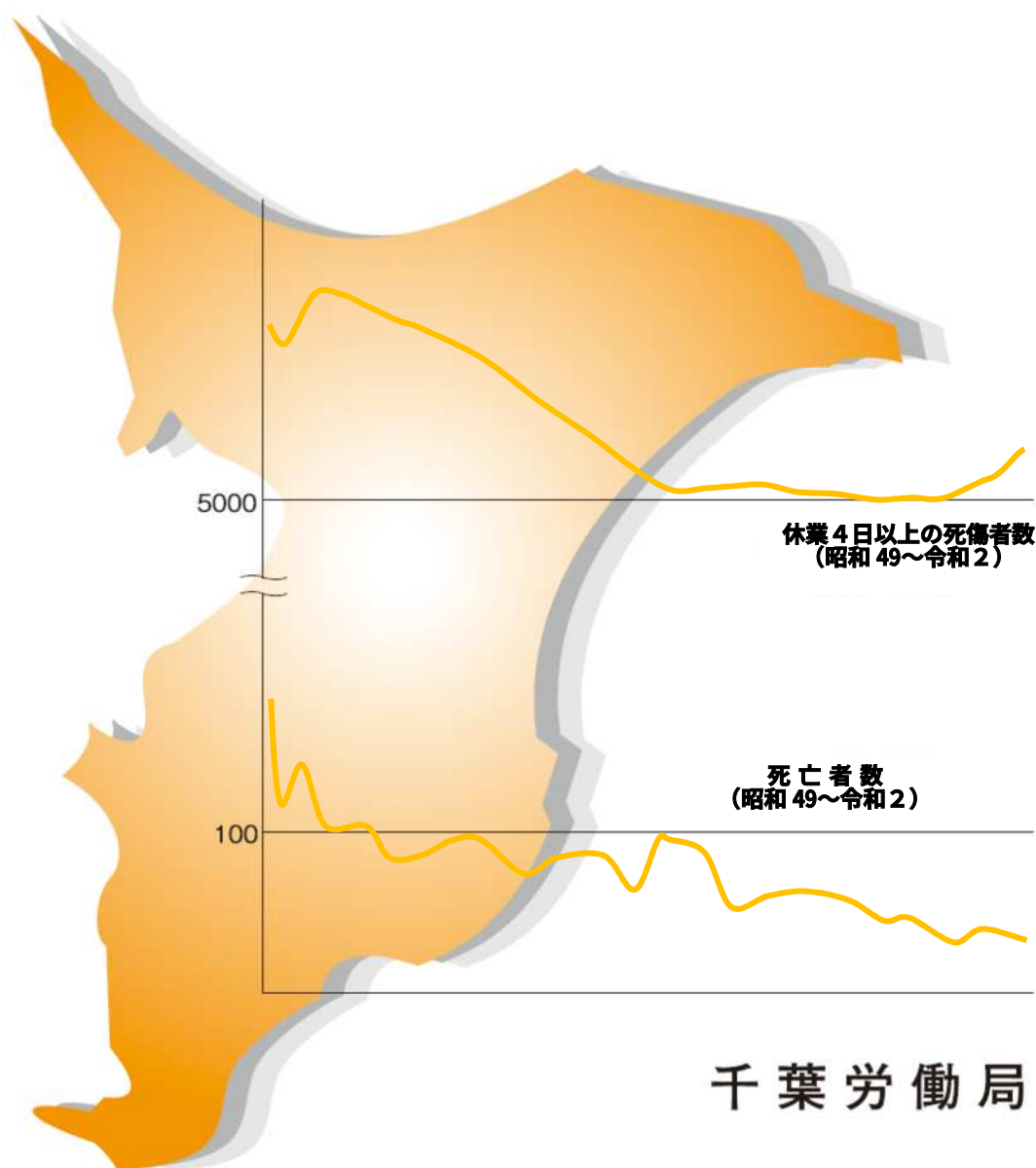
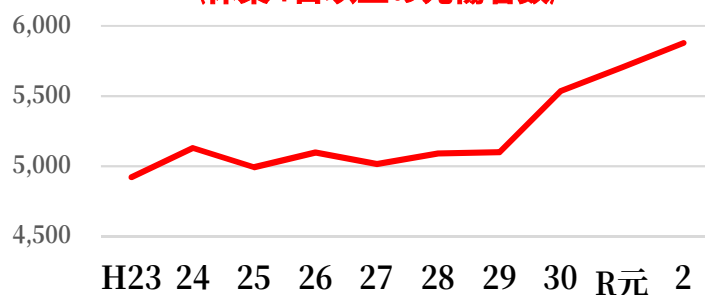
グラフで見る

千葉県の

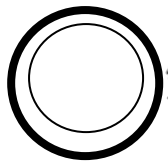
労働災害の現状

労働災害急増中

(休業4日以上之死傷者数)



千葉労働局



令和3年度全国労働衛生週間 10月1日～7日

準備期間 9月1日～30日

◎主スローガン

「向き合おう！心とからだの 健康管理」

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガン

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る
健康職場」

目次

1	はしがき	1
2	労働災害の推移	2
3	増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加	4
4	死亡災害の多い建設業、製造業、運輸交通貨物業	5
5	繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生のパターン	8
7	高齢者に多い労働災害	10
8	中小規模事業場に多い死亡災害	12
9	監督署別の労働災害発生状況	13
10	依然として増加傾向の有所見率	14
11	増加傾向にある過労死・精神疾患等の労災補償請求件数	15
12	令和2年の死亡災害	16
13	参考資料（事故の型・起因物分類）	19

1 はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向を示してきましたが、この5年ほどにおいて基調としては増加傾向を示しており、令和2年は前年の125,611人を4.4%上回り131,156人となりました。また、死亡者数は、6年連続で1,000人を下回り、令和2年は前年の845人を5.1%下回る802人となり、3年連続で過去最少となりました。

千葉県内における令和2年の労働災害は、死傷者数が前年比3.0%増の5,878人となりました。新型コロナウイルス感染症の感染者の増加などを背景として、保健衛生業（医療保険業、社会福祉施設等）は前年より49.0%増加している一方で、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の影響を受けて事業活動が低下した接客娯楽業（公園・遊園地、ゴルフ場及び旅館業等）は前年より29.7%減少しました。また、建設業（10.5%増）や運輸交通貨物業（7.6%増）は前年より大幅に増加しました。

令和2年の死亡者数は、前年より5人（13.9%）減少し、31人と過去2番目の低水準となりました。そのうちの12人が建設業での災害でした。この5年間を事故の型別にみると、墜落・転落災害が最も多く、交通事故がこれに次いでいます。

労働者の健康状況については、令和2年の千葉県内の定期健康診断の結果によると、56%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。また、令和元年度における脳・心臓疾患の労災保険請求受理件数は前年比2件増の34件、精神障害の労災保険請求受理件数は前年比12件増の72件といずれも過去最多を更新しました。

令和3（2021）年度は第13次労働災害防止計画の4年目です。平成29（2017）年と比較して、死亡災害を令和4（2022）年までに15%以上、死傷災害を令和4（2022）年までに5%以上減少させる目標を達成するため、各種対策を推進します。

<令和3年度主要対策>

1 労働災害が増加し、かつ、重篤傾向にある建設業への対策

墜落・転落災害をはじめとする重篤な労働災害防止に重点を置いた建設事業者による自主的な取組の促進を図ることとし、特に高所作業時の墜落防止用保護具としてのフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底を図ります。

2 労働災害多発事業場への対策

過去5年間に労働災害が複数発生した事業場に対するきめ細かな指導を通じて、労働災害防止対策の促進を図ります。

3 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

運輸交通貨物業（荷役作業時の墜落・転落災害防止）のほか、小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業も重点に、リスクアセスメントの普及の促進等を通じて、事業者による自主的な安全衛生活動の促進を図ります。

さらに、全業種を通じて「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進するとともに、近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境改善対策等を推進します。

4 職業性疾病等の防止対策、メンタルヘルス対策、産業保健対策の推進

化学物質、粉じん、石綿等による健康障害防止対策、熱中症予防対策、メンタルヘルス対策、健康保持増進対策を推進するとともに、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を推進します。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

この冊子が労働災害、健康障害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

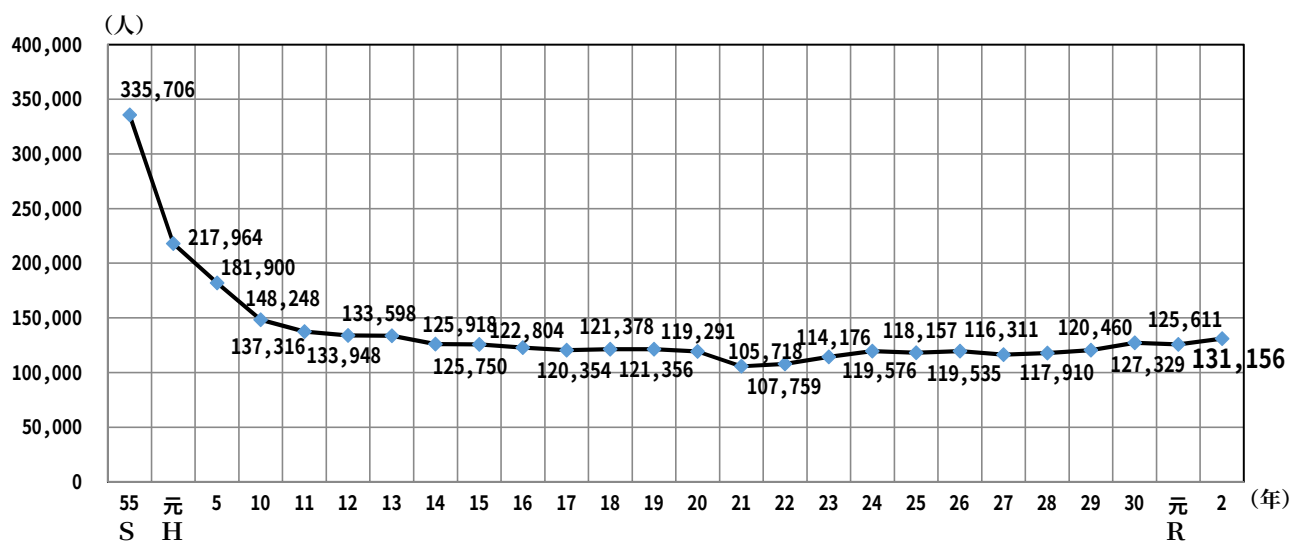
2 労働災害の推移

1. 全 国

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和36年の481,686人（当時は休業8日以上之死傷者数）をピークとして長期的には減少してきましたが、この5年ほどにおいて基調としては増加傾向を示しており、令和2年は前年の125,611人を4.4%上回る131,156人と平成14年以降で最多となりました。

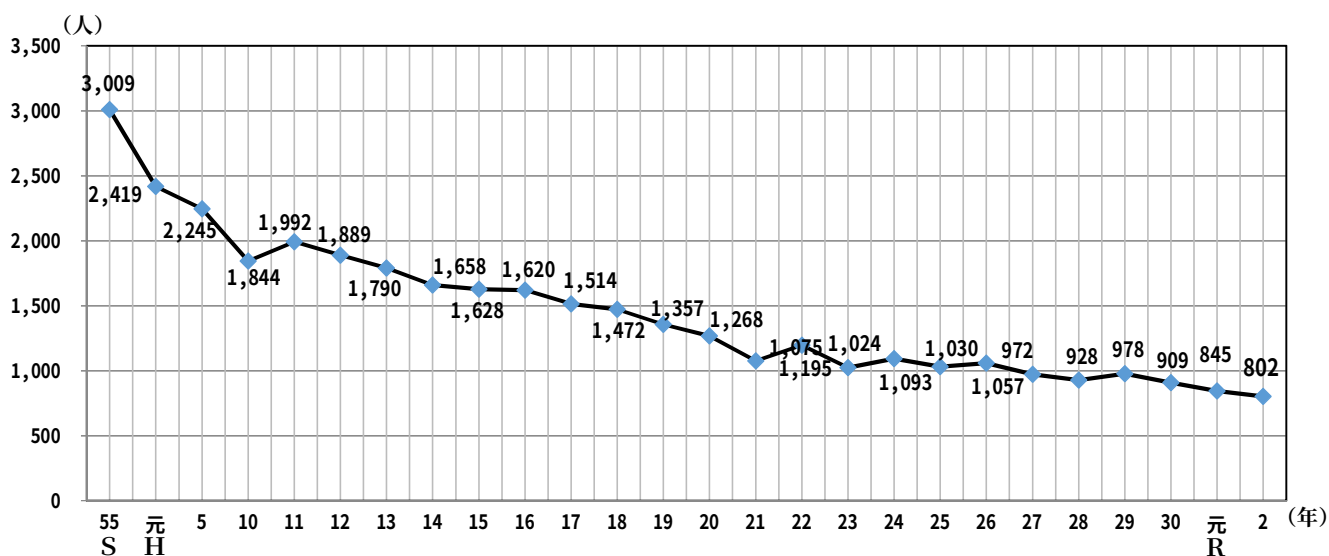
令和2年の死亡災害は802人となり、3年連続で過去最少となりました。

全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成23年までは労災給付データおよび厚生労働省安全課調べ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。
平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害を除く。

全国における死亡者数の推移（全産業）



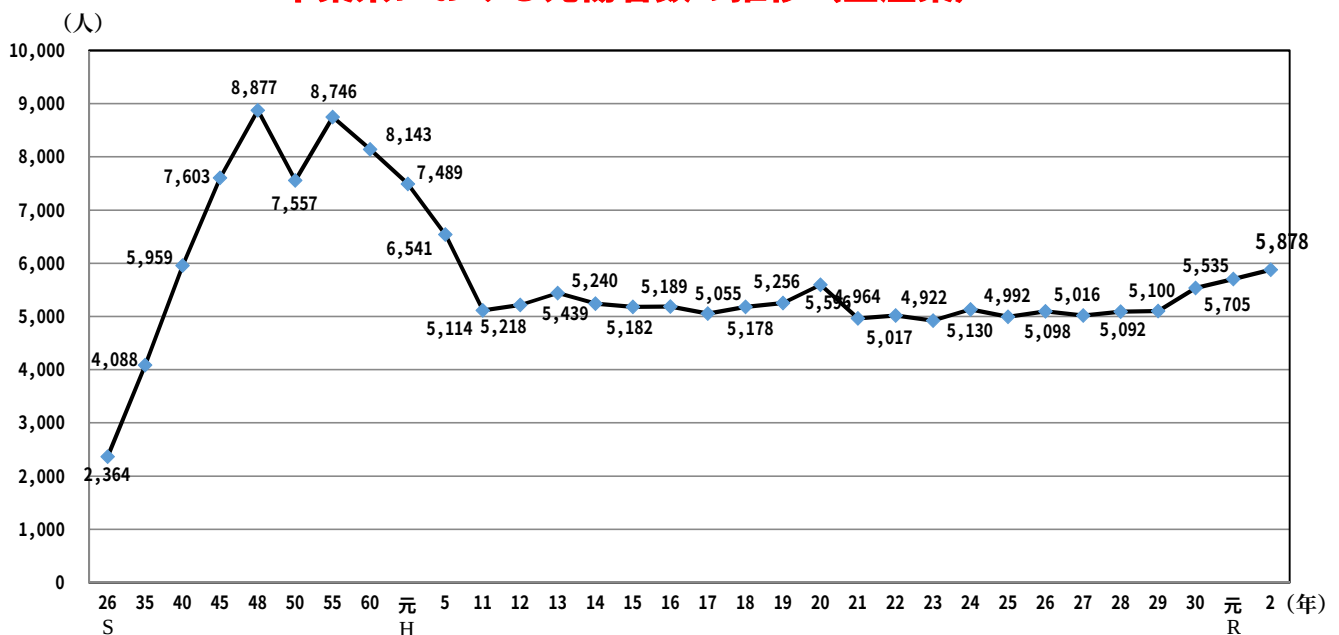
（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害を除く。
死亡者数は厚生労働省安全課調べ。

2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成11年以降は長期的に5,000人前後で横ばい状態が続き、平成23年は労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりましたが、平成28年から増加に転じ、令和2年は前年比173人（3.0%）増の5,878人となり、平成10年以降で最多となりました。

死亡者数は、長期的に見ると昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、その後も減少傾向が続き、平成27年以降は30人台から40人台の間で増減を繰り返しており、令和2年は前年比5人減少の31人と過去2番目に少なくなりました。

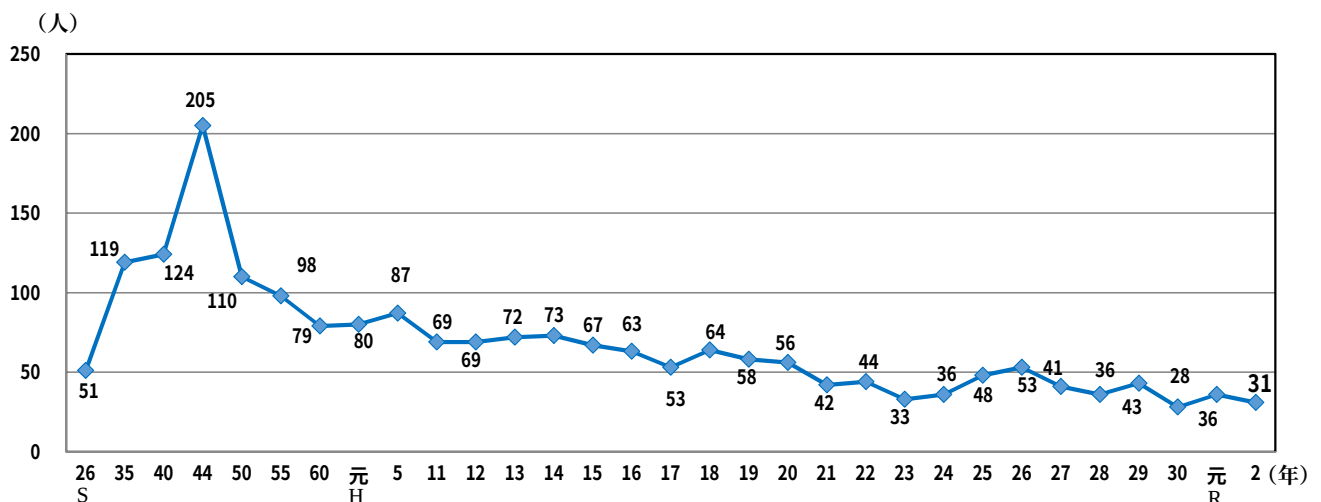
千葉県における死傷者数の推移（全産業）



（注）昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。

平成23年までは労災給付データ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。

千葉県における死亡者数の推移（全産業）



（注）死亡者数は千葉労働局調べ。

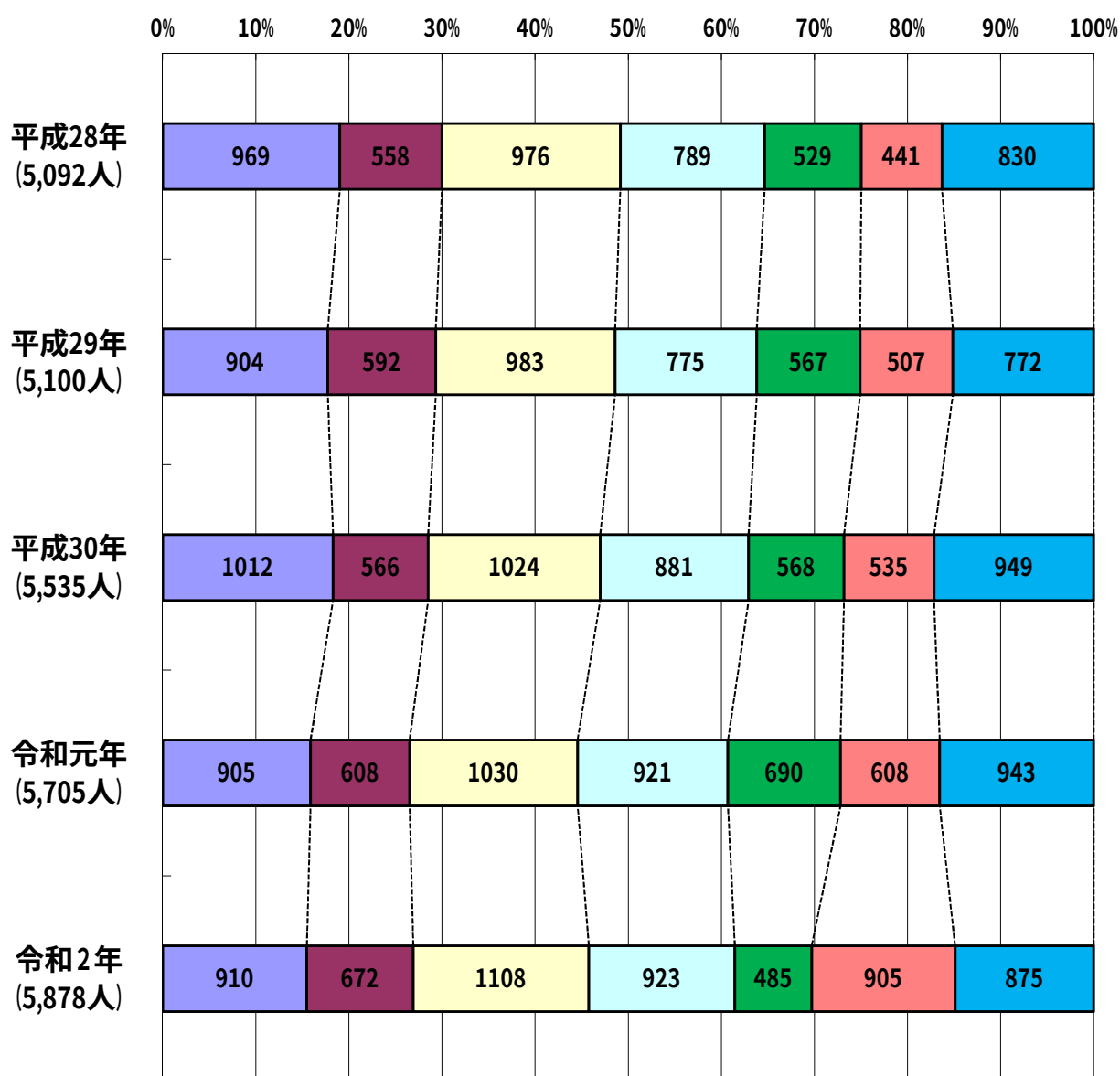
3 増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加

休業4日以上死傷者数は、5年連続で増加の5,878人になりました。

過去5年間の推移を業種別でみると、商業・保健衛生業などの第三次産業や建設業で大幅な増加傾向を示しています。

業種別・年別死傷者数

■製造業 ■建設業 □運輸交通貨物業 □商業 ■接客娯楽業 ■保健衛生業 ■その他

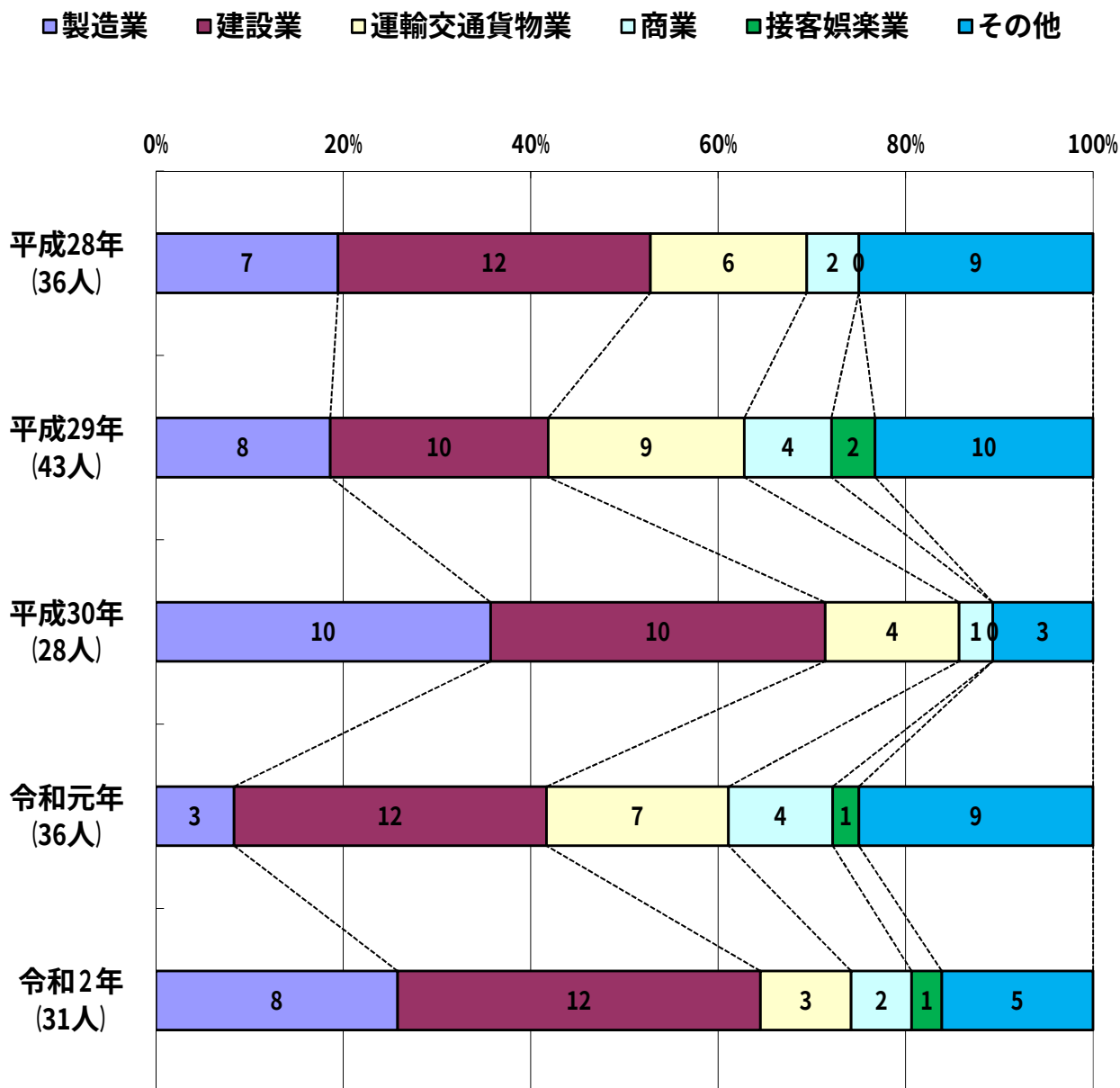


(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死傷者数は、労働者死傷病報告及び千葉労働局調べ。

4 死亡災害の多い建設業、製造業、運輸交通貨物業

令和2年の死亡者数は建設業12人、製造業8人、運輸交通貨物業3人など、31人となり、令和元年と比べ、減少しました。令和2年は建設業と製造業の2業種で全産業の64.5%を占めていますが、5年間の状況をみると、建設業、製造業、運輸交通貨物業の3業種で毎年、全産業の死亡災害の6割から8割を占めています。

業種別・年別死亡者数



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。
死亡者数は、千葉労働局調べ。

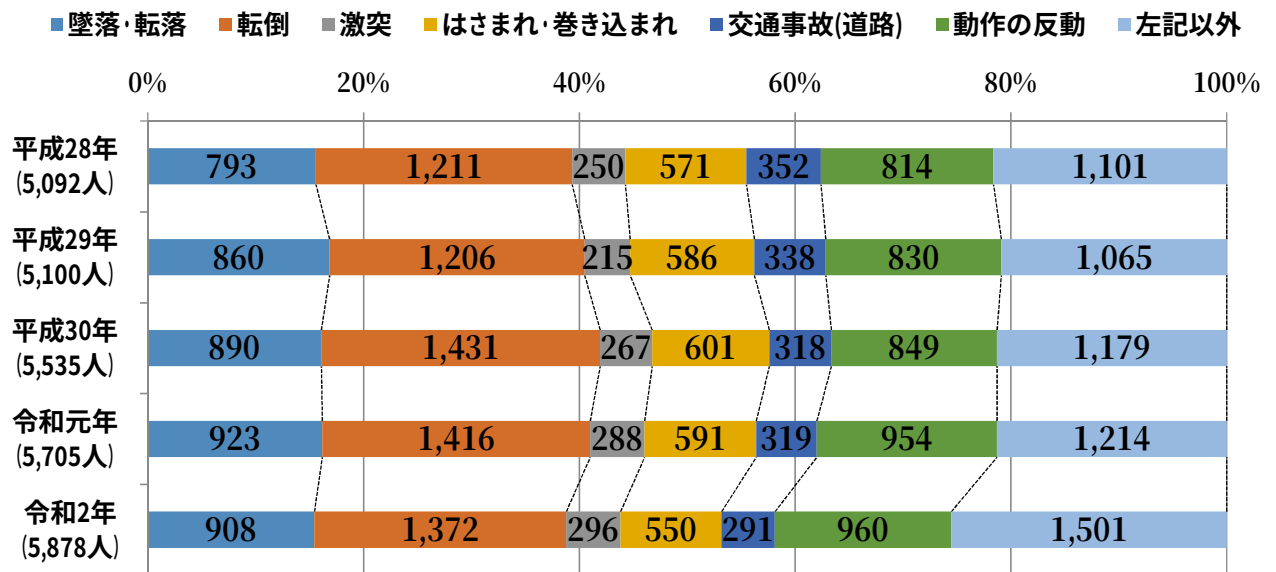
5 繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

令和2年における千葉県内の死傷者数を事故の型別でみると、「転倒」が最も多く、「動作の反動」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。これらで全体の64.5%を占めています。

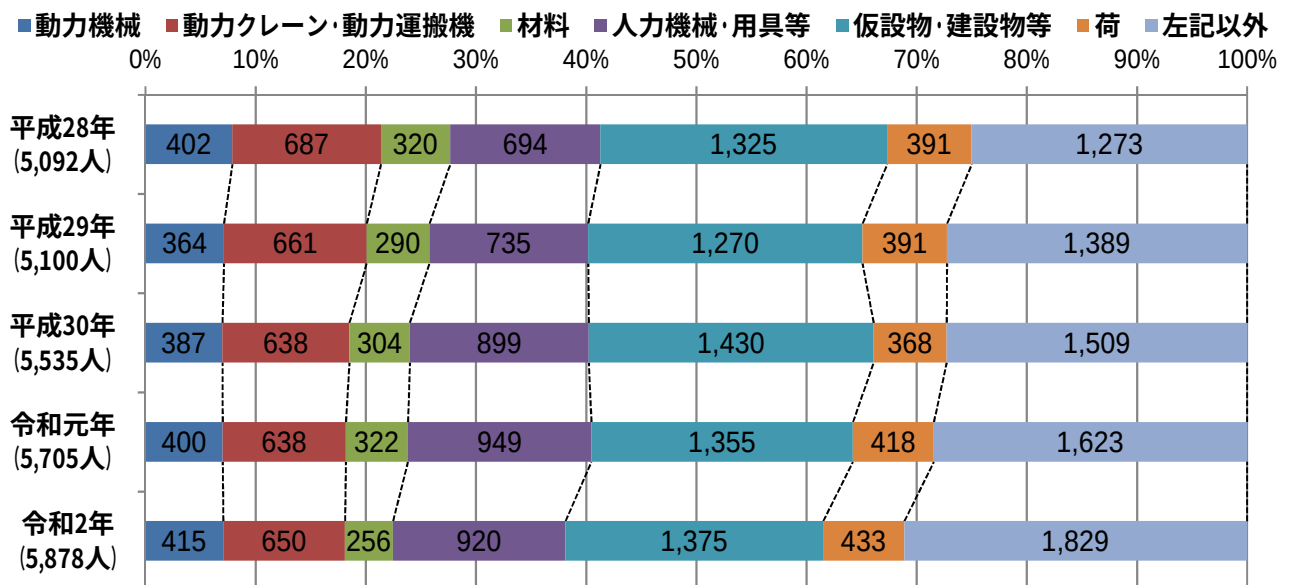
起因物別では、「仮設物・建築物等」、「人力機械・用具等」による災害が全体の39.0%と大きな割合を占めています。

事故の型別死傷災害発生状況



※ 事故の型別分類は19ページ参照
発生状況は、労働者死傷病報告及び厚生労働省安全課調べ。

起因物別死傷災害発生状況



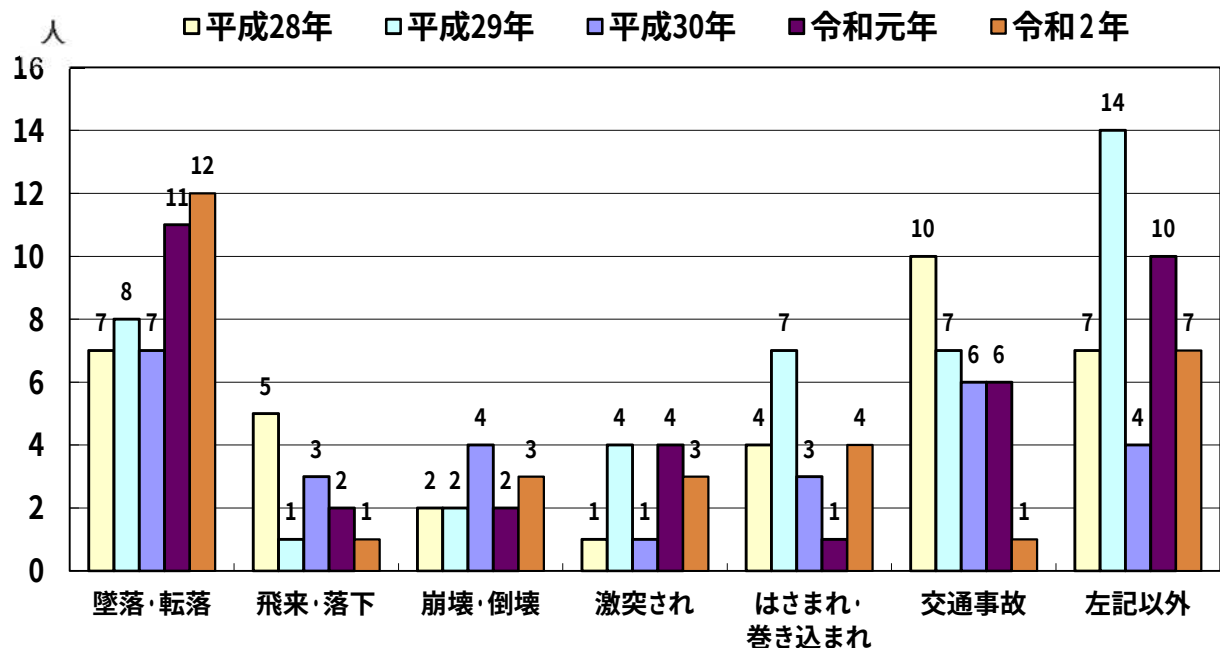
※ 起因物分類は20ページ参照
発生状況は、労働者死傷病報告及び厚生労働省安全課調べ。

2. 死亡災害

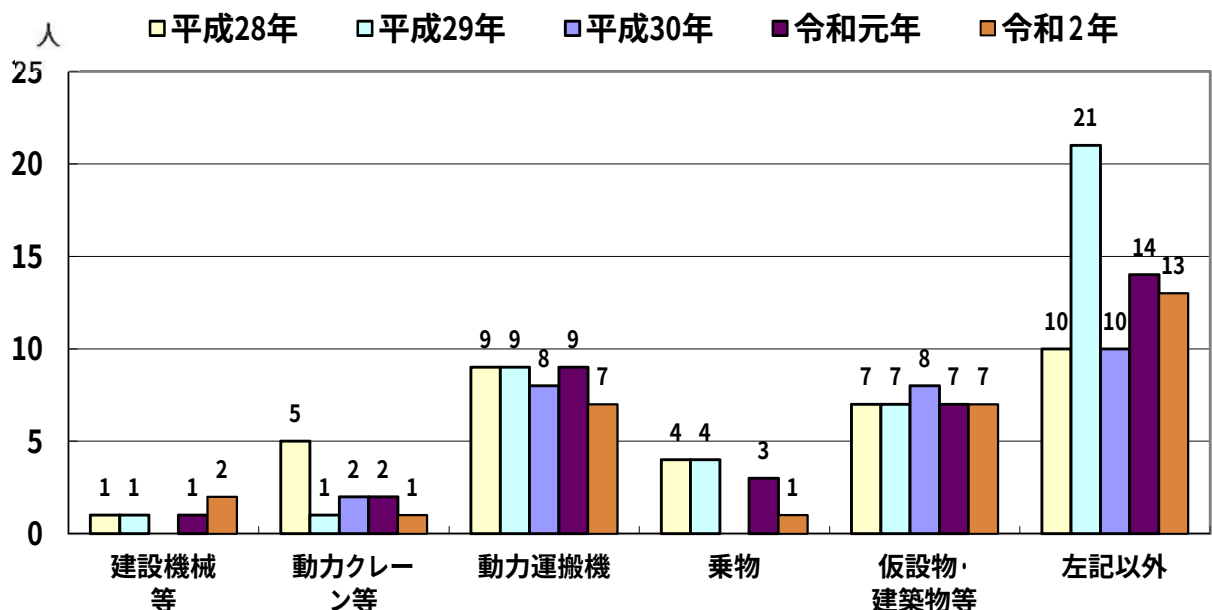
令和2年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」が最も多く12人(全体の38.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」がこれに次ぐ4人(12.9%)となっています。令和2年から過去5年間で見ると多い順で「墜落・転落」45人(25.9%)、「交通事故」が30人(17.2%)となっています。

令和2年の死亡災害を起因物別で見ると、トラック等の「動力運搬機」と「仮設物・建築物等」が最も多くそれぞれ7人(全体の22.6%)となっています。令和2年から過去5年間で見ると多い順で「動力運搬機」が42人(24.1%)、「仮設物・建築物等」が36人(20.7%)となっています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況

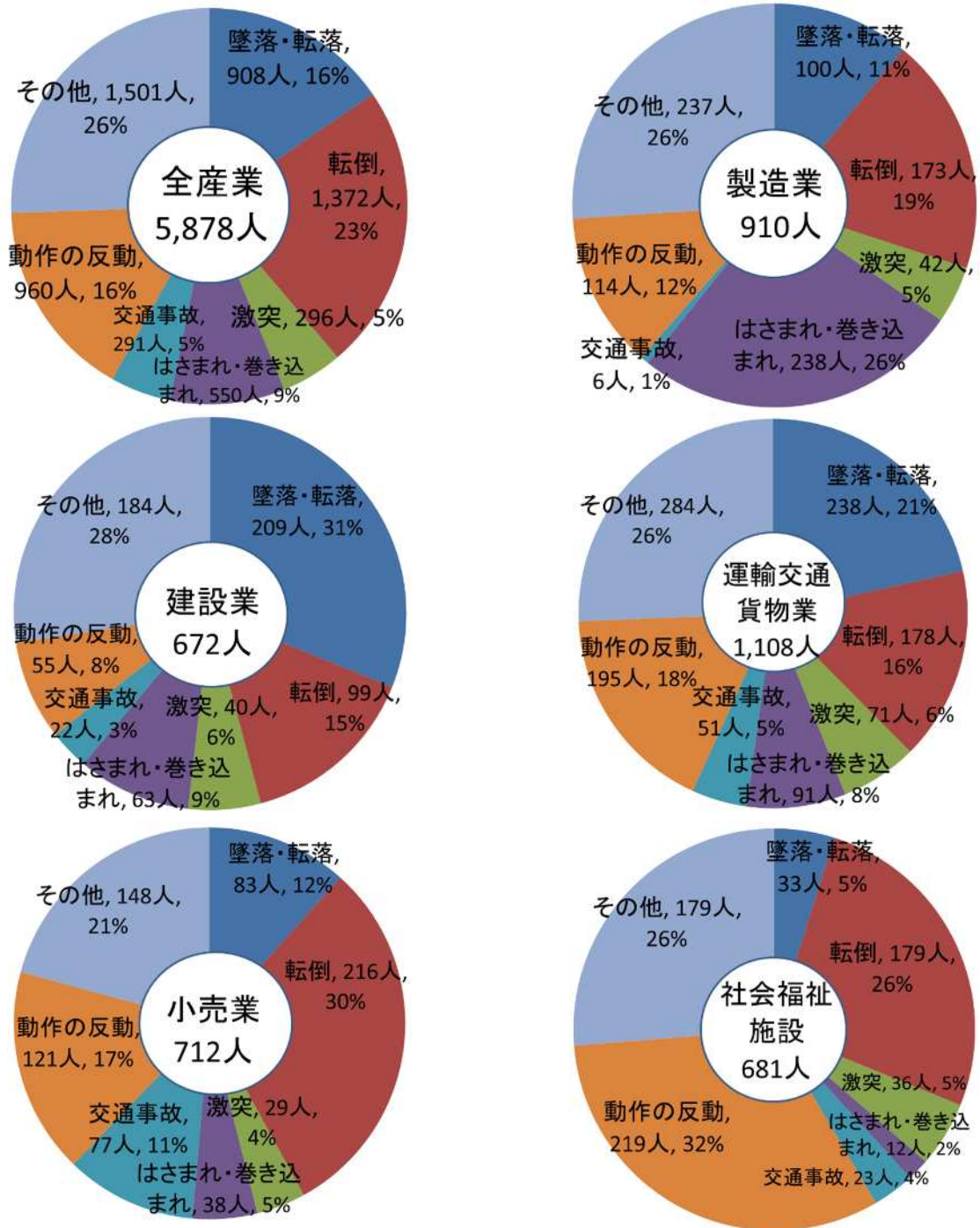


6 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

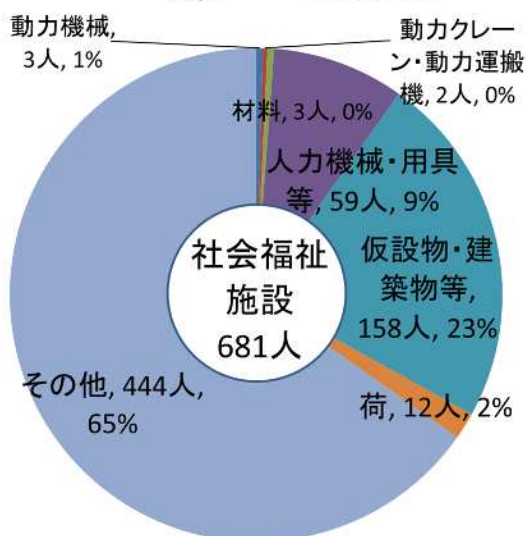
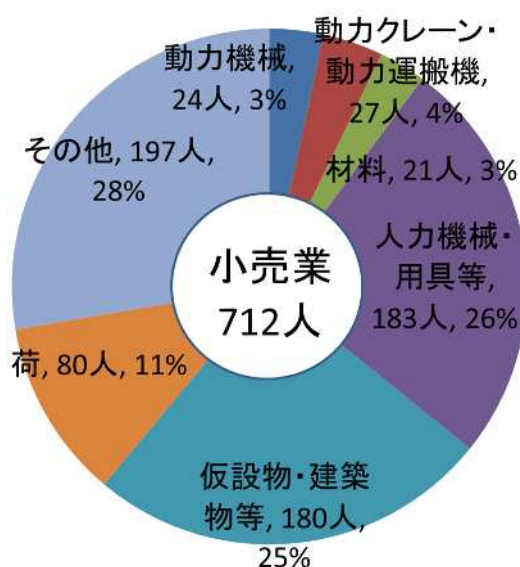
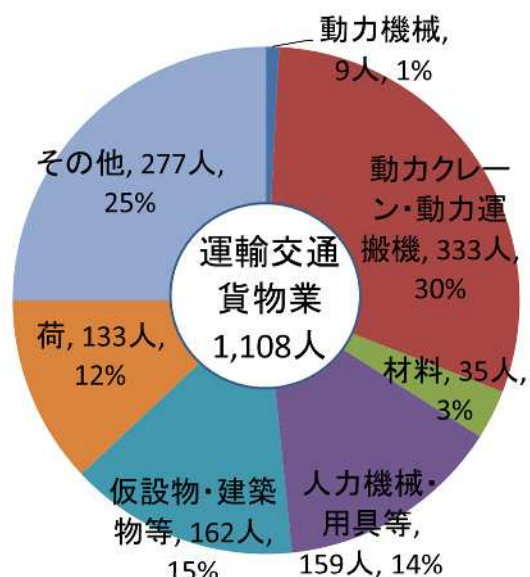
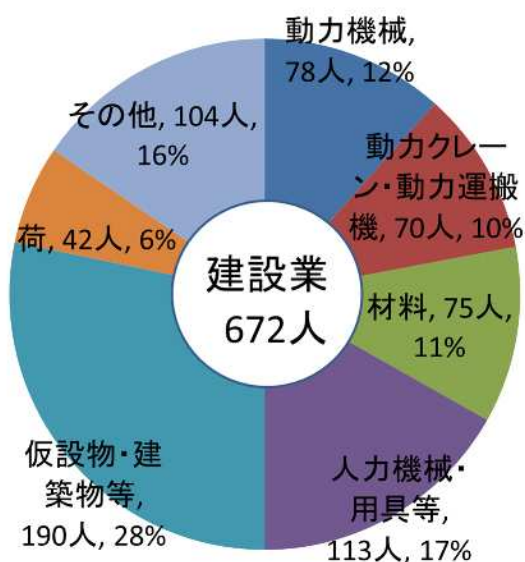
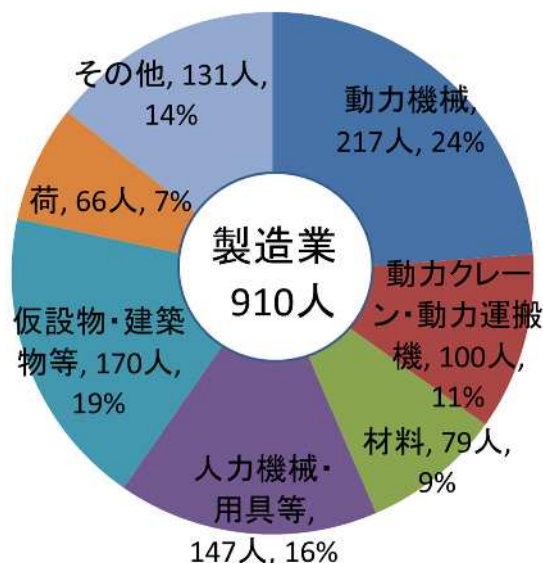
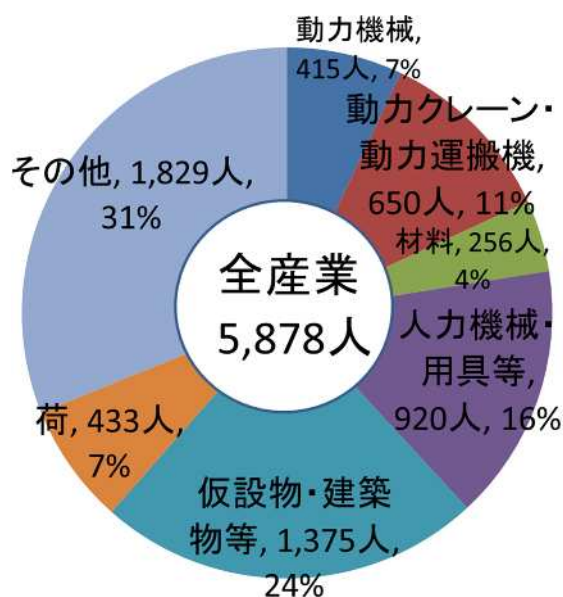
製造業では、食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害、建設業では建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では荷台等からの墜落・転落災害、小売業では作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設では移動介助中等の腰痛等（事故の型：動作の反動・無理な動作）、入浴介助中等の転倒災害が多く占め、新型コロナウイルス感染も発生しています。

1 事故の型別（令和2年）



（注）事故の型「交通事故」は道路上のものに限る（「交通事故（道路）」のみの数）。円グラフの「その他」には記載している事故の型以外のものの全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

2 起因物別 (令和2年)



(注) 円グラフの「その他」には記載している起因物以外のものの全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

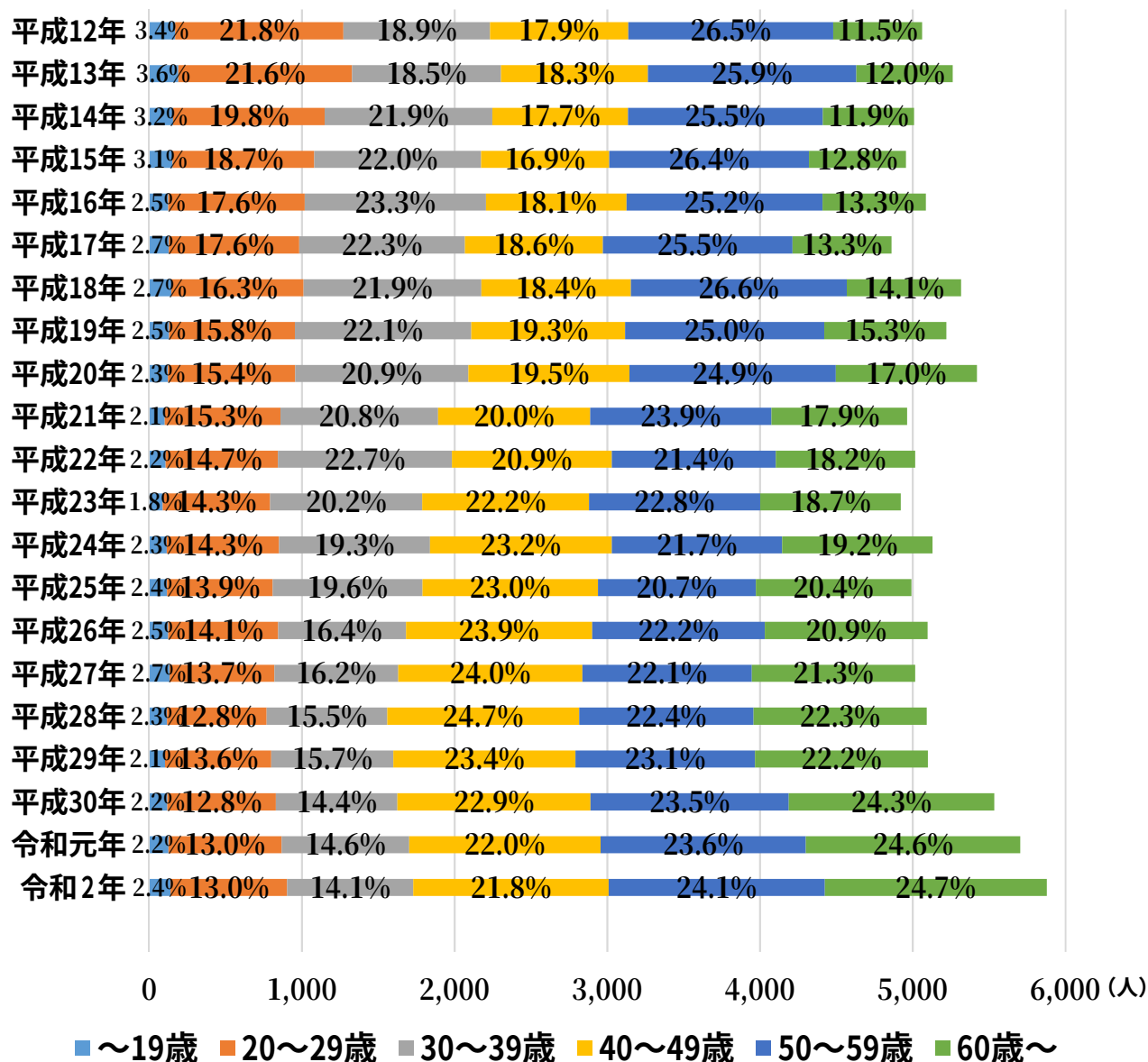
7 高齢者に多い労働災害

1. 死傷災害

高齢化社会に伴い、高齢者の就業者が増加していますが、60歳以上の労働者が被災者となる割合はこの20年で2倍以上となっています。就業構造基本調査から算出した60歳以上の雇用者の占める割合と比べても、労働災害の発生率の増加の幅が大きくなっています。

高齢者の労働災害の特徴としては、転倒による労働災害が高年齢になるほど発生率が上昇しており、特に高齢女性の労働災害発生率は高くなる傾向にあります。

労働災害による死傷者数の推移 (年齢階層別割合、休業4日以上之死傷者)



参考：雇用者に占める60歳以上の者の割合（就業構造基本調査における有業者総数より算出）

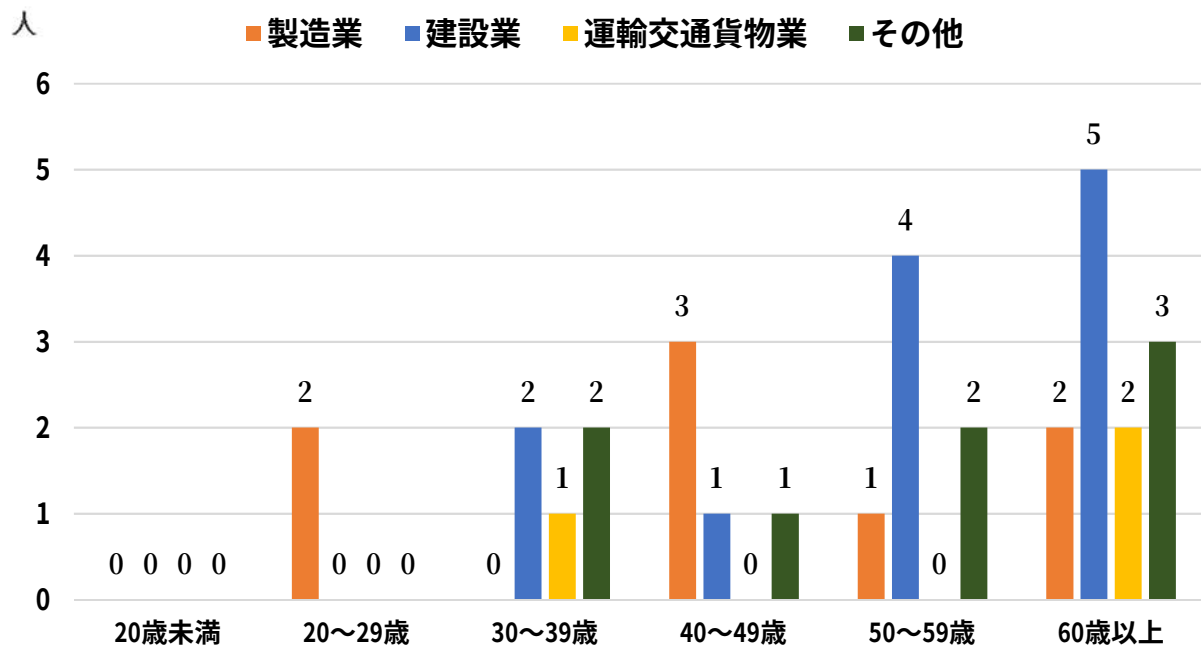
調査年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年
千葉県	13.0%	16.3%	19.3%	20.3%

2. 死亡災害

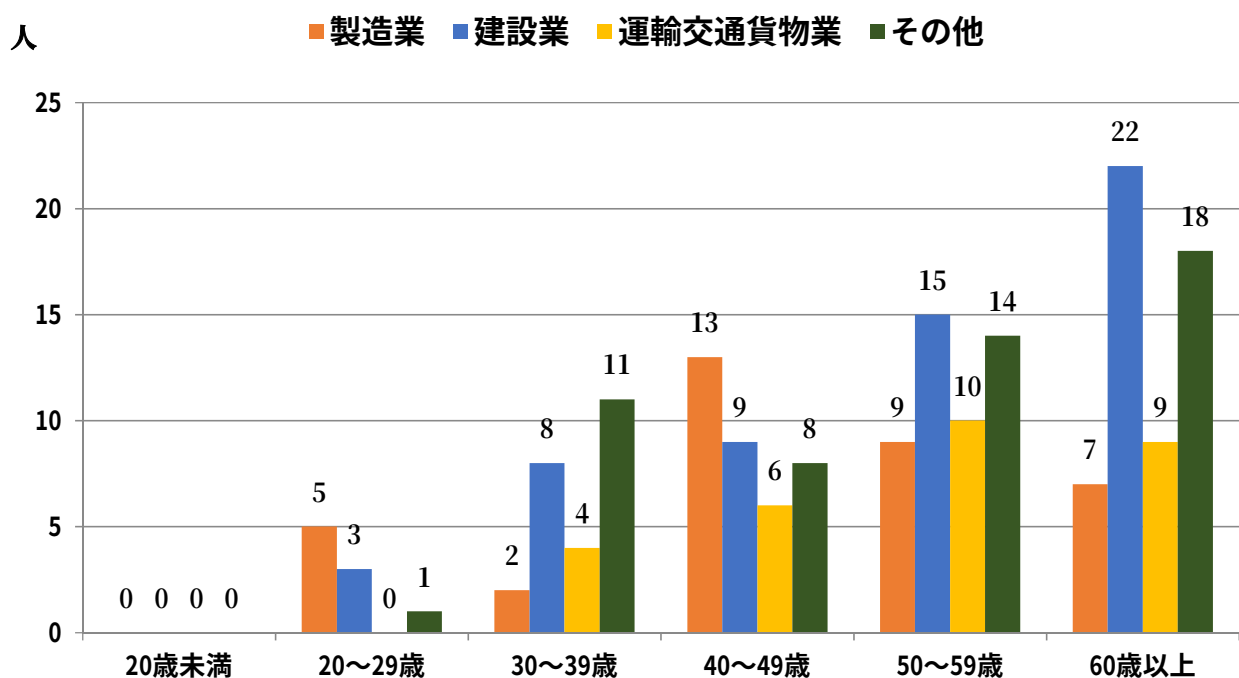
令和2年に発生した死亡災害のうち、60歳以上が12人（38.7%）を占めています。

また、平成28年から令和2年までの5年間では死亡者数174人のうち、60歳以上が56人（32.2%）を占め、50歳以上になると104人（59.8%）を占めており、年齢が高くなるにつれて死亡災害が多くなる傾向にあります。

年齢階層別、主な業種別死亡者数 令和2年



過去5年間の合計（平成28年～令和2年）

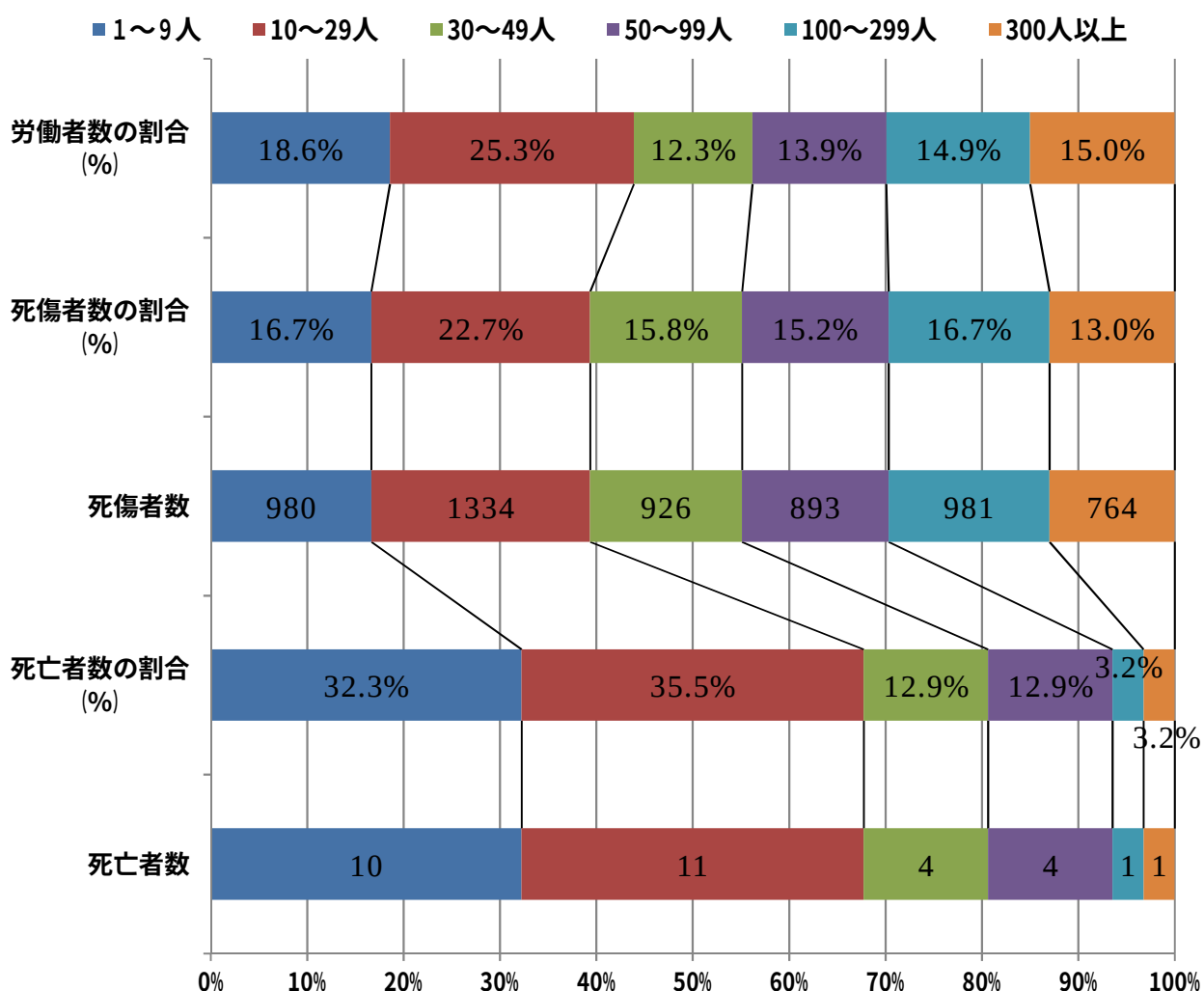


8 中小規模事業場に多い死亡災害

令和2年の死傷災害は全産業の事業場規模別では労働者数の割合と比較して大きな違いはありません。一方、死亡災害については、労働者30人未満の中小規模事業場で約3分の2（67.7%）を占めており、これらは毎年同様な傾向にあります。

このように、死傷災害については事業場の規模によらず発生しており、それに加え、中小規模事業場では重篤な災害が比較的多く発生しています。

事業場規模別労働災害発生状況（令和2年）

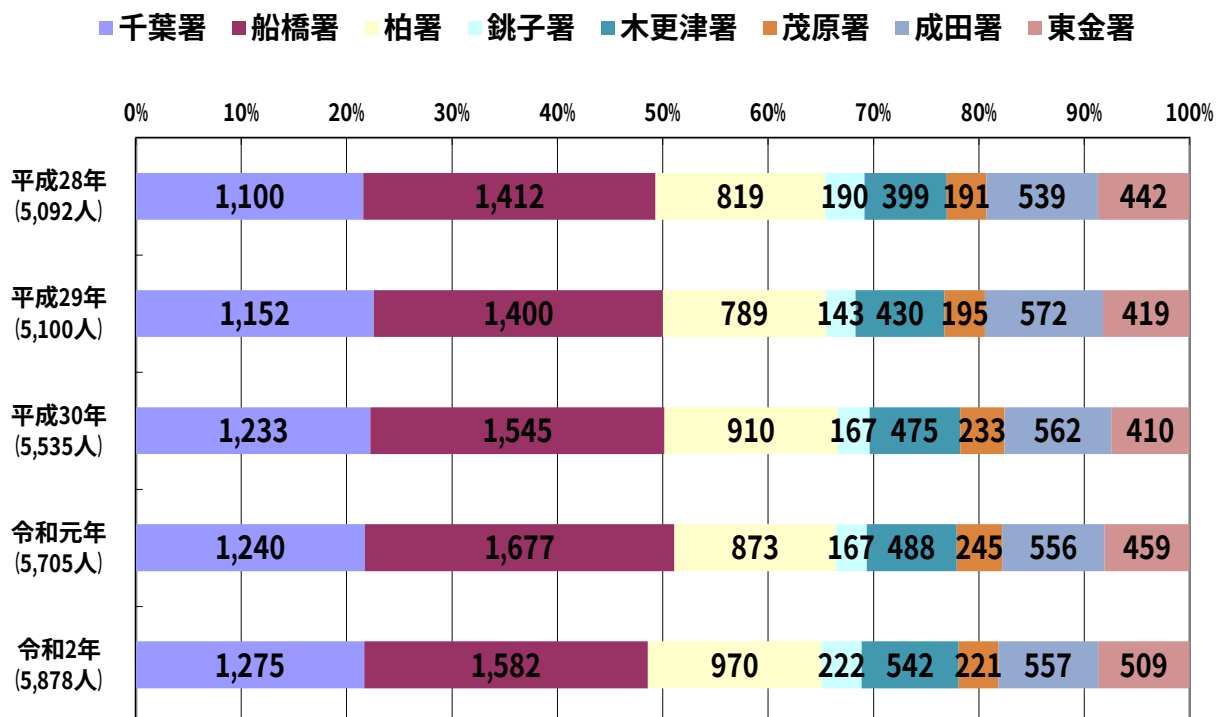


（注）労働者数の割合は経済センサス-基礎調査（平成26年）に基づき算出

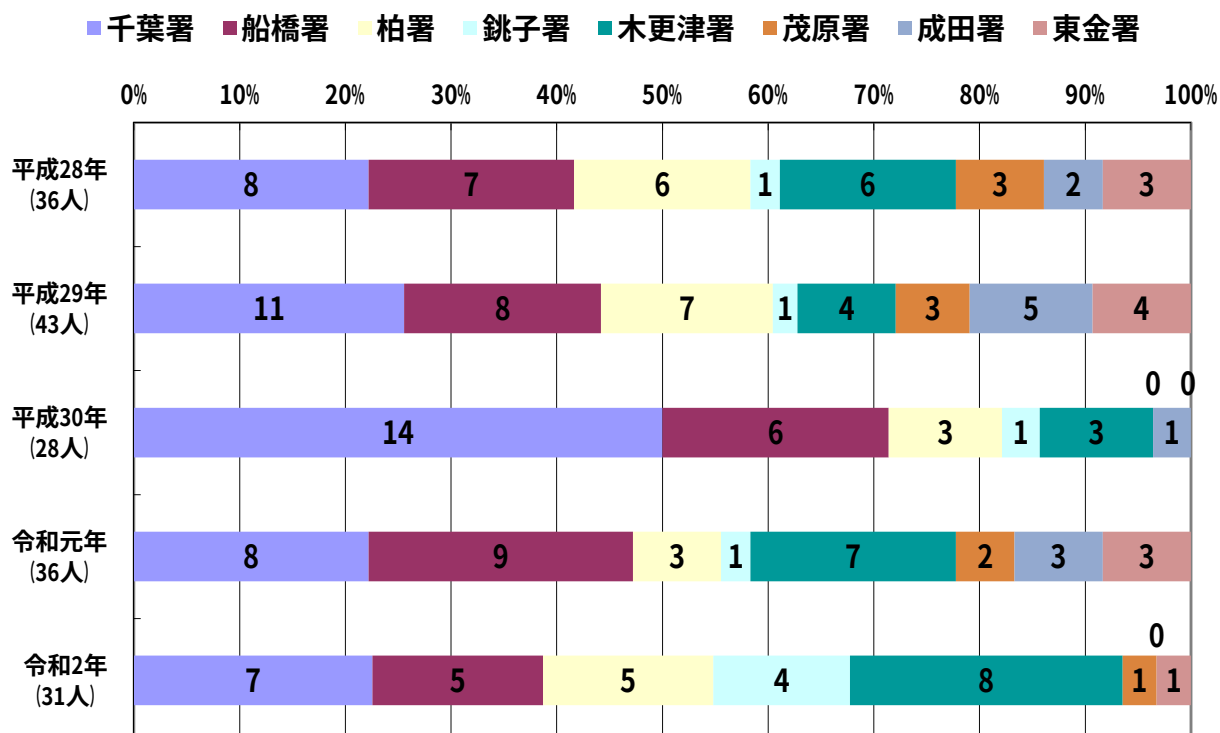
9 監督署別の労働災害発生状況

休業災害については、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で多くを占めており、令和2年は全体の65.1%（3,827人）を占めています。

1. 死傷災害



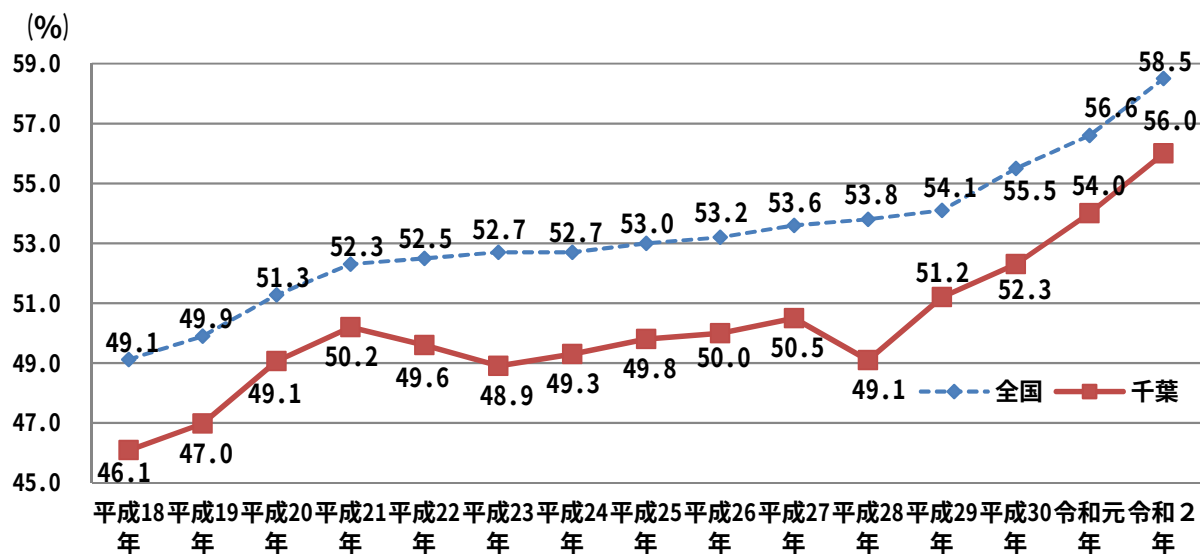
2. 死亡災害



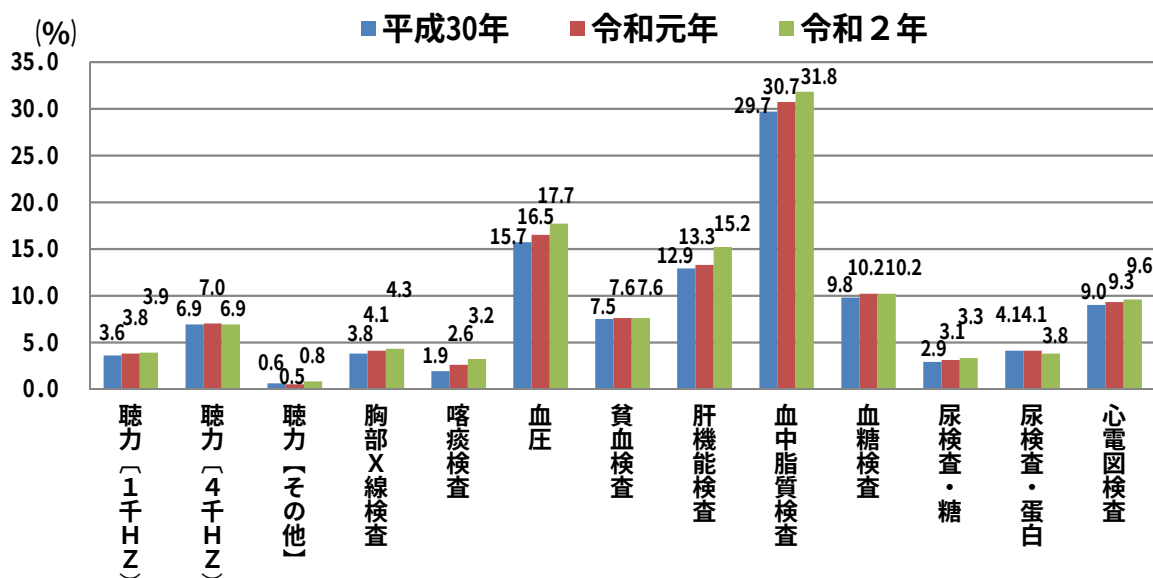
10 依然として増加傾向の有所見率

1. 定期健康診断結果有所見率の推移

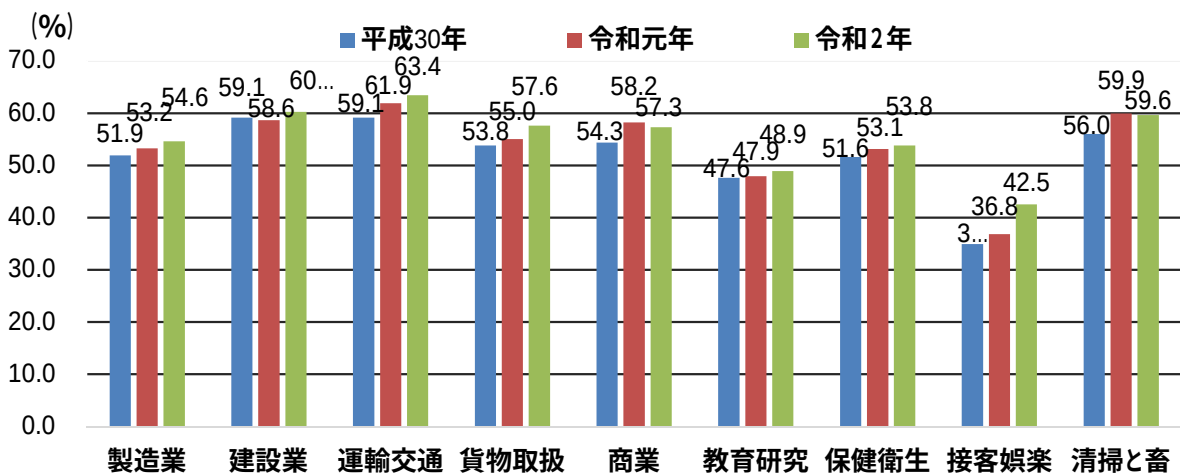
有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



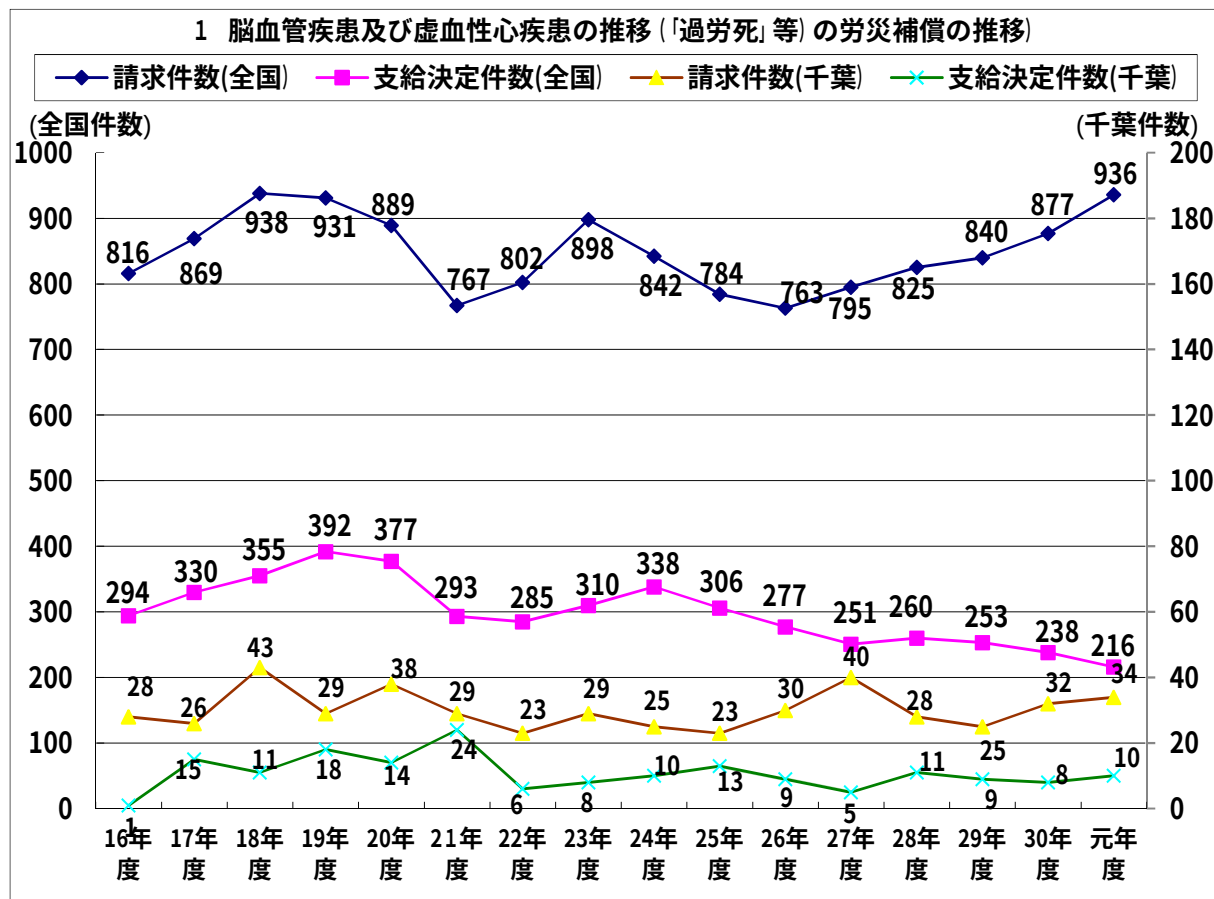
2. 千葉県における項目別有所見率



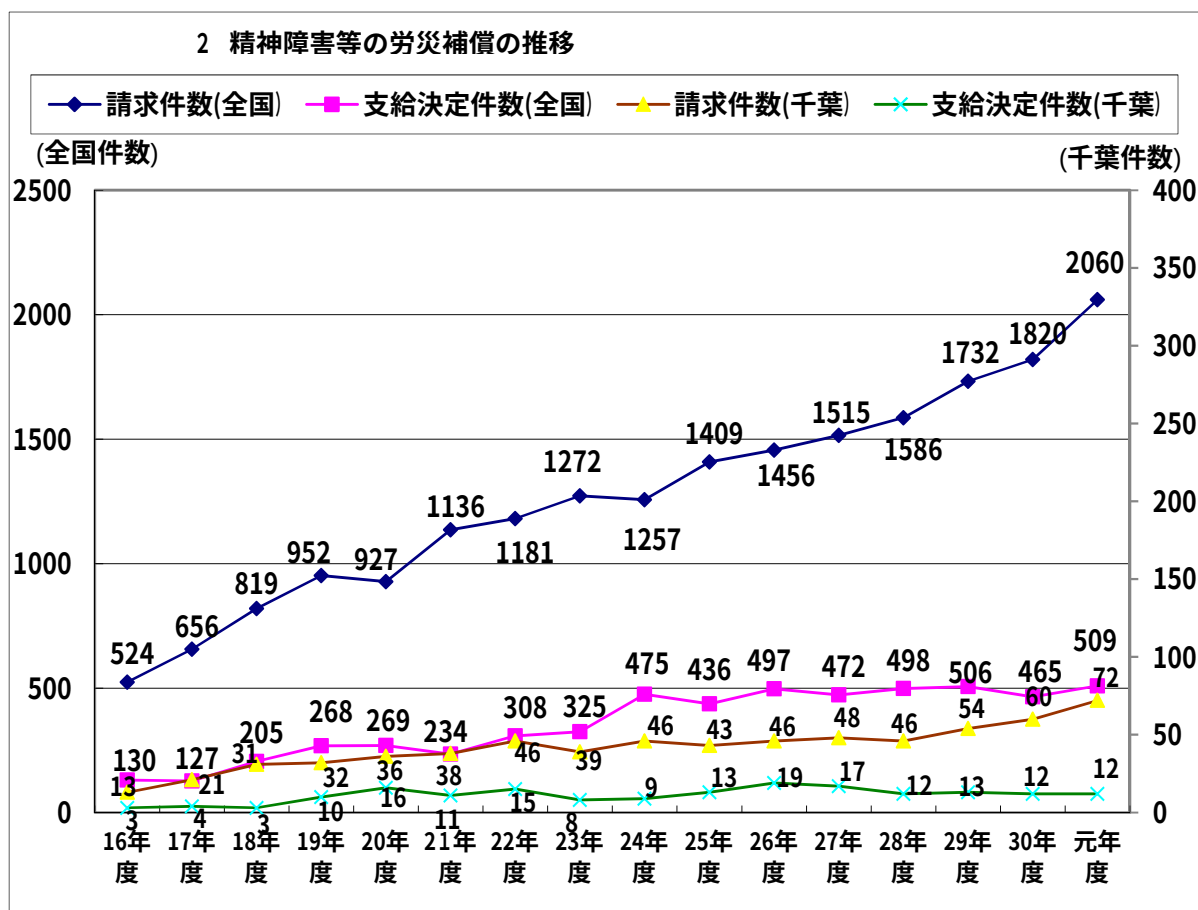
3. 千葉県における業種別有所見率



11 増加傾向にある過労死・精神障害等の労災補償請求件数



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

12

令和2年の死亡災害

1. 製造業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1 月	製鉄・製鋼・圧延業	挟まれ・巻き込まれ	ホイールローダーを運転して後退したところ、常設の階段とホイールローダーのハンドルとの間に胸部を挟まれた。
2	1 月	水産食料品製造業	墜落・転落	被災者がフォークリフトのパレット（高さ約2.5m）に乗って棚から荷を取り出してパレットに乗せた後、フォークリフトがパレットを上げた状態で後退したところ、パレットから墜落した。
3	4 月	その他の土石製品製造業	はさまれ、巻き込まれ	アスファルトガラ等を粉砕する施設内において、被災者が単独で、ホッパーやベルトコンベアの下に堆積した土砂の除去作業を行っていた。ミニコンボで土砂をキャリアダンプ（不整地運搬車、最大積載量990kg）に積み込んだ後、ダンプの運転席に乗車、運転して後進させていたところ、背後にあった設備の階段に激突、階段に押された運転席シートの背もたれとダンプの荷台の間に胸部を挟まれた。
4	4 月	その他の製造業（その他）	有害物との接触	飼料の製造工場で原料の粉砕機の清掃のため、粉砕中に機械から発生する流失物から固形物を漉し取るためにダクト（1m×1m、深さ4m）の底に設置されたストレーナーを回収するためテルハで吊り上げようとしたところ、テルハのフックから吊り具が外れたため、ダクト内部に降り、吊り具を取り付けた直後にけいれんし、意識を失った。
5	5 月	その他の印刷・製本業	転倒	チラシを積んだロールボックスパレット（以下「台車」という。）に、荷崩れ防止用のバンドを2本掛け、バンドに足を掛けてバンドを締める作業を2名で行っていたところ、台車が後方に倒れ、被災者が台車とともに転倒し、床に頭部を強打した。
6	6 月	その他の金属製品製造業	激突され	巻取りロール機により巻き取った鋼帯コイルをスチール製の結束バンドで手作業により結束する作業を被災者と同僚の2人で行っていたところ、コイル端部が押さえロールから突然外れ、はね戻ってきたコイル端部が被災者の頭部に激突した。
7	6 月	機械器具製造業	おぼれ	県外の出張先の敷地内に駐車した車から海に向かって出て行って行方不明になった被災者が2日後に海中で発見された。
8	1 2 月	その他の化学工業	はさまれ、巻き込まれ	プラスチック容器の真空成型機を操作中に、金型に頭部を挟まれた。

2. 建設業（土木工事関係）

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1 月	土地整理土木工事業	崩壊・倒壊	住宅造成工事現場において、地山掘削後の高さ約5mの法面の手前に擁壁を設置するため、ブロックを積み上げる作業をしていたところ、法面が崩壊し、土砂に埋まった。
2	1 月	その他の土木工事業	転倒	被災者がトラックの荷台からドラグショベルを地上に降ろそうとした際、荷台に掛けた2本の道板のうちの1本が外れてドラグショベルが横転したため運転席から投げ出され、付近の立木とドラグショベルとの間に挟まれた。
3	3 月	その他の土木工事業	激突され	チェーンソーによる伐木作業中、かかり木がかかっていた木を伐倒した際、倒れてきたかかり木が被災者に激突した。
4	5 月	港湾海岸工事業	倒壊、崩壊	護岸工事において、消波ブロックを製作し一時保管する作業場で、移動式クレーンで消波ブロック（重さ2.43t）を吊って移設する作業中、消波ブロックを地上に降ろして3名が3本の玉掛用ワイヤーのシャックルを外し、合図に従ってオペレーターが移動式クレーンの吊りワイヤーを巻き上げたところ、うち1本の玉掛用ワイヤーのシャックルが消波ブロックの一部に引っ掛かり、消波ブロックが倒れて被災者が下敷きになった。

3. 建設業（建築工事関係）

番号	災害発生日	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	4 月	その他の建築工事業	墜落、転落	工事の雨漏り修繕のため、屋根スレート板の張替え作業中、使用していた工具等を片付けるために屋根上を移動していたところ、スレートを踏み抜き、約8.5m下のコンクリート床に墜落した。
2	6 月	その他の建築工事業	飛来、落下	解体用機械を用いて鉄骨造3階建ての建物を解体していた際、発生した廃材等を解体作業の立入禁止域外で仕分けしていた被災者が、立入禁止域で倒れているところを発見された。解体中の建物からの落下物が被災者の背中を直撃したものと推定される。
3	7 月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落	共同住宅新築工事現場において、可搬式作業台を使って階段の壁補修仕上げ作業していた被災者が、階段の踊り場で倒れているところを発見された。
4	7 月	その他の建築工事業	墜落、転落	4階建てマンションの屋上防水工事において、屋上のパラペット（高さ約35cm）の表面をサンダーがけしていた被災者が、約13m下の敷地内の駐車場に墜落した。

4. 建設業（その他の建設業）

番号	災害発生日	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	3 月	電気通信工事業	墜落、転落	5本の鉄骨支柱と鉄製屋根（高さ2.5m）からなる鉄骨製倉庫の解体作業中に、溶断した鉄骨屋根の一部（根元を溶断した支柱が2本付いた状態）を移動式クレーンで吊り上げたところ、残る屋根を支える3本の支柱が折れて屋根が倒壊し、当該屋根上で溶断作業をしていた被災者が地上に墜落した。
2	3 月	その他の建設業（その他）	高温・低温の物との接触	亜鉛のリサイクル工場新築工事現場において、設備設置工事のため現場内を歩行していた作業員が、亜鉛インゴットの試作運転中の保持炉の脇を通り抜けようとしたところ、産業用ロボットのバケットに押し出され、高温の溶融亜鉛の入った保持炉内に転落した。当該産業用ロボットのバケットは炉内の溶融亜鉛を汲み出して金型に流し込むためのもので、安全柵が設置される前であった。
3	6 月	電気通信工事業	交通事故（道路）	架空配電線供給工事の事前調査のため、社有車を直線道路の左端に駐車させ、車を降りていたところ、後方から走行してきたトラックに追突された。駐車時にはハザードランプを点灯させていた。
4	8 月	機械器具設置工事業	墜落、転落	屋内機械室において冷凍装置のメンテナンス作業中、隣接する建屋に部品を取りに行くため、最短距離となるスレート屋根に設置してある2本の配管（幅25cm）上を歩いていたところ、採光スレートを踏み抜き、7.3m下のコンクリート床に墜落したものと推定される。

建設業で労働災害増加!!!

県内建設業で労働災害が急増！
その30%が 墜落・転落
さらに その65%が 休業1か月以上

重点取組宣言

で、重篤災害対策に全員で取り組みましょう！

施工状況、現場状況及び仕事内容に応じたリスクを踏まえて、現場責任者が、重篤な労働災害を防止するために「特に重点的に」対応すべきことを重点取組宣言として見える化・共有して、現場で働く全員で取り組みましょう

事業主、元請の皆様へ

作業者は、皆様が講じた安全対策の範囲内で、自分の身を守るようになります。十分な安全対策をお願いします！

作業者の皆様へ

「安全作業」も皆様に任せられた仕事の範囲内です。自分自身と仲間の安全は、あなたの行動次第で損なわれることを忘れないで！

千葉労働局・各労働基準監督署・建設業労働災害防止協会千葉県支部・各分会 「重点取組宣言」の例は添付

重点取組宣言（例）

工事現場名
宣言者（統括安全衛生責任者、または、これに準じる者）
宣言日
宣言対象期間（工程、作業環境等を踏まえた適切な期間（長過ぎないようにする））
宣言

千葉県内において建設業の死亡災害をはじめとする重篤な災害が多発していることなどを背景とし、本現場においては、上記宣言対象期間に想定されるリスクを踏まえて、労働災害（特に重篤な災害）を絶対に起こさないようにするため、以下の事項について、重点的に取り組むことを宣言します。
本現場で働く皆さんは、自分自身、そして仲間の健康と安全を守るため、一致して取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 墜落・転落災害の防止
.....
2 重機災害の防止
.....

(本宣言書は、新規入場教育時、朝礼等のミーティング時に繰り返し周知を図るとともに、作業場内の見やすい箇所に掲示する等により、宣言内容が確実に実行されるよう工夫をするものとする)

「重点取組宣言」を行うに当たってのご参考

1 労働災害（特に重篤な災害）を起こさないようにすることが目的の宣言です。目的に照らして、宣言の方法等を工夫されることをお勧めします。

2 宣言の期間（工程）、対象（工区、職方など）ごとに、宣言を上記1の目的に含化したものにアレンジ（変更）することをお勧めします。

3 人間の注意力は「全方向にわたって細大漏らさず」というわけにはいきません。特に重篤な災害のリスク要因は何かを検討した上で、「重点」について集約し、現場で働く全員の意識に残るような「取組宣言」をすることをお勧めします。

4 宣言においては、「誰が」「何を」「どうする」のかが明確となっていると、宣言内容を実行すべき人が意識を持ちやすくなります。

5 宣言は、現場で働く全員が共有するものであることから、宣言内容を検討する際には、現場の意見をよく聴いて、できるだけ宣言に反映させるよう努めることをお勧めします。

6 宣言内容を現場で働く全員と共有し、実効性のあるものとするために、宣言文に賛同者（各職方の代表者など）の氏名を入れることも一法と考えられます。

7 人間は忘却の動物と言われるように、新しい情報が入った途端に、前の情報が消えてしまうことがあります。「重点取組宣言」は、現場で働く全員に、少なくとも現場で働いているときには、しっかりと意識を持っていただくことが必要です。よって、「忘却する前に改めて意識づけをする」ことの繰り返しが必要と考えられます。

1 7

5. 運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	1 月	一般貨物自動車 運送業	崩壊・倒壊	県外の納入先でのH形鋼材の荷降ろし作業中、トラック運転手が納入先のクレーンオペレーターと橋形クレーン2.8tを用いてトラック上の複数本に束ねられた鋼材の1つにクランプをかませ、束から引き抜こうとし、運転手が引き抜きの補助作業のため、鋼材を手で強く引っ張った際、トラックの側面から転落し、その上にH形鋼材も落下してきたため下敷きになった。
2	2 月	一般貨物自動車 運送業	墜落・転落	県外の工場の石膏サイロにおいて、バルク車（粉粒体運搬車）に荷積みをするため、バルク車のタンク上方（高さ約3m）に上がり、タンク投入口とサイロ排出口の連結作業を行っていた運転手が墜落した。
3	8 月	一般貨物自動車 運送業	墜落、転落	客先で荷の積み込み作業を終了し、トラックの荷台で水分補給をしながらの短時間の休憩後、荷台から降りようとした際、立ちくらみでバランスを崩し、荷台から墜落して胸部及び頭部を強打した。その後病院で加療していたが、翌月死亡した。

6. その他の業種

番号	災害発生月	業 種	事故の型	発 生 状 況
1	2 月	産業廃棄物処理 業	挟まれ・巻き込まれ	ベルトコンベヤーを流れてくるコンクリートガラ中のプラスチックごみを取り除いていた作業員が、ベルトコンベヤーのプーリー付近で頭部から出血して倒れているところを発見された。回転中のベルトまたはプーリーとホッパーとの隙間に巻き込まれたものと推定される。
2	3 月	警備業	おぼれ	2名で委託先の巡回作業を行っていた警備員のうち1名が敷地内のバスから海中に転落し、搬送先の病院で死亡した。
3	3 月	ゴルフ場	墜落・転落	被災者が単独で除草剤散布車（スプレーヤー）を運転してコース内で除草剤の散布作業を行っていたところ、コース周囲に張り巡らされた害獣除けのフェンスを突き破ってスプレーヤーごと崖を約20m転落（逸走）し、スプレーヤーの後方で仰向けに倒れているところを発見された。
4	3 月	社会福祉施設	その他	社会福祉施設の入居者及び職員に新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生している中、被災者も罹患し、翌月に死亡した。
5	6 月	その他の小売業	激突され	県外の公設卸売市場において、商品の仕入れのため、駐車場からセリ場に向かって、横断歩道を渡っていたところ、スロープを下ってきたトラックに跳ね飛ばされ、頭部を打撲した。
6	9 月	燃料小売業	墜落、転落	2階建てアパート壁面の高さ4mに設置されていたガス給湯器の更新作業中、梯子をかけて給湯器を取り外した後、給湯器の横に掛けた梯子から身を乗り出して重さ約25kgの新規給湯器を固定ビスに掛けようとした際にバランスを崩して給湯器とともに地上に墜落した。
7	1 0 月	ビルメンテナンス業	墜落、転落	15階建てマンション外側の窓ふき作業において、15階の外側踊り場から上方にある梯子を伝って屋上に上がろうとして、踊り場から連結梯子をかけて登っている最中に、連結梯子が外れたため地上まで墜落した。
8	1 2 月	その他の事業	墜落、転落	イベントホールの舞台の電動のセリに荷を載せ、一緒に7.8m下の大道具倉庫の床に下降していたところ、セリから約1.6m下の床に墜落した。

13 参考資料

事故の型分類表

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。 つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。 交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。 プレスの金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 （高温の場合） 火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 （低温の場合） 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 （起因物との関係） 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 （起因物との関係） 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。 （起因物との関係） 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンペ、化学設備等がある。
※16	火災	（起因物との関係） 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故（その他）	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起 因 物 分 類 表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号			
大	中	小		大	中	小				
1 動力機械	11	111	原動機	3 その他の装置	31	311	ボイラー			
	12	121	動力伝導機構		圧力容器	312	312	圧力容器		
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤			319	319	その他の圧力容器		
		132	帯のこ盤			32	321	化学設備		
		133	かんな盤		33 溶接装置	331	331	ガス溶接装置		
		134	角のみ盤、木工ボール盤			332	332	アーク溶接装置		
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤			339	339	その他の溶接装置		
		136	チェーンソー		34 炉等窯	341	341	炉 窯		
		139	その他の木工用機械			342	342	乾燥設備		
	14 建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械			349	349	その他の炉窯等		
		142	掘削用機械		35 電気設備	351	351	送配電線等		
		143	基礎工事用機械			352	352	電力設備		
		144	締固め用機械			359	359	その他の電気設備		
		145	解体用機械		36 人力機械工具等	361	361	人力クレーン		
		146	高所作業車			362	362	人力運搬		
		149	その他の建設用機械			363	363	人力機械		
	15 金属加工用機械	151	旋盤		364	364	手工具			
		152	ボール盤、フライス盤		37 用具	371	371	はしご等		
		153	研削盤、バフ盤			372	372	玉掛用具		
		154	プレス機械			379	379	その他の用具		
		155	鍛圧ハンマー		39	391	391	その他の装置、設備		
		156	シャー			4 仮設物、建築物、構築物等	41 仮設建築物等	411	411	足場
		159	その他の金属加工用機械					412	412	支保工
	16 一般動力機械	161	遠心機械		413			413	階段、棧橋	
		162	混合機、粉碎機		414			414	開口部	
		163	ロール機（印刷ロール機を除く）		415			415	屋根、はり、もや、けた、合掌	
		164	射出成型機		416		416	作業床、歩み板		
		165	食品加工用機械		417		417	通路		
		166	印刷用機械		418		418	建築物、構築物		
		167	産業用ロボット		419		419	その他の仮設物、建築物、構築物等		
	169	その他の一般動力機械	51 危険有害物等		511	511	爆発性の物等			
	17 車両系木材伐出機械等	171			伐木等機械	512	512	引火性の物		
		172			走行集材機械	513	513	可燃性のガス		
		173			架線集材機械	514	514	有害物		
		179			その他の車両系林業用機械	515	515	放射線		
2 物上げ装置、運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン	52 材料	519	519	その他の危険物、有害物等			
		212	移動式クレーン		521	521	金属材料			
		213	デリック		522	522	木材、竹材			
		214	エレベータ・リフト		523	523	石、砂、砂利			
		215	揚貨装置		529	529	その他の材料			
		216	ゴンドラ	6 荷	611	611	荷姿のもの			
		217	機械集材装置、運材索道		612	612	機械装置			
		218	簡易架線集材装置		711	711	地山、岩石			
		219	その他の動力クレーン等		712	712	立木等			
	22 動力運搬機	221	トラック	7 環境等	713	713	水			
		222	フォークリフト		714	714	異常環境等			
		223	軌道装置		715	715	高温、低温環境			
		224	コンベア		716	716	その他の環境等			
		225	ローダー		9 その他	91	911	その他の起因物		
		226	ストランドルキャリア	92		921	起因物なし			
		227	不整地運搬車	99		999	分類不能			
		229	その他の動力運搬機	23 乗物	231	231	乗用車、バス、バイク			
	232	232	232		鉄道車両					
	239	239	239		その他の乗り物					

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年全国で約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

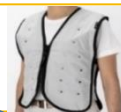
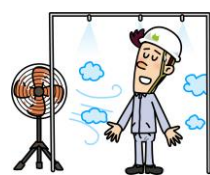
●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月、8月）



確実に実施できているかを確認し、☐にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

- | | | |
|--------------------------|-----------------|---|
| ☐ | WBGT値の把握の準備 | JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 |
| ☐ | 作業計画の策定など | WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 |
| ☐ | 設備対策・休憩場所の確保の検討 | 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 |
| ☐ | 服装などの検討 | 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 |
| ☐ | 教育研修の実施 | 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。 |
| ☐ | 労働衛生管理体制の確立 | 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 |
| ☐ | 緊急時の措置の確認 | 体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 |



迷わず救急車を呼びましょう！



【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省

千葉労働局・各労働基準監督署

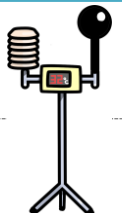
(R3.6)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

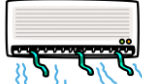
JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
☐	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
☐	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐	ブレイクリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～8月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。

